東久留米市 企画経営室 秘書広報課 (計:1枚)

令和3年9月30日

報道機関 各位

【新型コロナウイルス感染症関連情報】

緊急事態宣言の解除等を受けた 市公共施設の利用制限等について

令和3年7月12日~9月30日を期間とする新型コロナウイルス感染拡大防止のための国および東京都における緊急事態措置等の終了と、10月1日~24日までを期間とする東京都におけるリバウンド防止措置を受けまして、市では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、下記の通り、市公共施設の利用休止または利用制限を行います。

なお、引き続き、屋内外を問わず、施設の利用に当たっては、利用者の感染防止対策 を徹底することを要請します。

【対象期間】

10月1日(金)~24日(日)

【対応方針】

・公共施設(屋内・屋外)の利用は、午後8時までとします。また、大声を出さない 事業については、収容率を100%まで可能とします。ただし、大声を出す(歓声 や声援が想定されるもの)事業については、収容率を50%までとします。

※この他、各施設の状況やキャンセル料等の詳細は市ホームページをご覧ください。 ページ名:市公共施設の利用制限およびキャンセル料等について

URL: https://www.city.higashikurume.lg.jp/1014778/1015260/1014810.html

東久留米市企画経営室秘書広報課 斉藤 1m042-470-7712 Fax042-470-7804

E-mail: hishokoho@city.higashikurume.lg.jp